

「選挙に行こう!!」

若い皆さんに伝えたいこと

中央大学

経済学部、商学部、総合政策学部、文学部、法学部、理工学部

飯田稔、植野妙実子、佐藤信行、柴田憲司、徳永貴志、根森健

畑尻剛、橋本基弘、藤野美都子、松原光宏、宮下紘、森保憲

「今夏の参院選から、選挙権者が満18歳以上に拡大されます。大学生は、留学生など一部を除き、みな有権者となるのです。一人ひとりはずか1票を持つに過ぎませんが、政治の舵取りをする代表を選出するのは、その小さな票の集積以外にありません。主権を有する国民の一員として、皆さんには、その過程に参加する権利と義務があるのです。もちろん、わが国の現在及び将来をどうするか、皆さんの中にも、さまざまな考え方があられるでしょう。互いに意見を交わしながら合意と協調へと至る道は、消して平坦ではありませんが、政治を国民から乖離させないために避けて通ることはできません。有意義な1票を投じて下さるよう期待しています。」(飯田稔)

「国民主権とは国家の政治のあり方を終局的に決定する最高の権限が国民にあるということをさします。あなたの一票が政治を決める、政治を変えるということです。自分の望む政治のあり方とは何か、常日頃より、目を見開き、耳をそばだてて情報収集してください。また友達とも望まれる政治のあり方について議論してください。民主主義のあり方は皆さんたちの政治への関心度にかかっているといても過言ではありません。一票を投じることでより良い社会を創っていきましょう。」(植野妙実子)

「日本国憲法の基本原理の一つである国民主権のもとでは、政治を担当する人々(国家三権)の地位は、究極的にはわたしたち国民の意思に基づくこととなります。わたしたちが選挙を通して国会を作り、

そしてその国会が内閣を作り、さらに内閣が裁判官を指名・任命する、という仕組みになっています。また、地方の政治を担当する議会や長も、わたしたちが選挙を通じて作ります。

この意味で、もし政治がダメだと思うところがあれば、それは政治家・公務員だけの問題ではなく、わたしたち一人一人の問題だという当事者意識をもつことが重要です。わたしたちの意思表示である一票一票の積み重ねが、わたしたちが暮らすこの国の行方を決めます。」(柴田憲司)

「日本国憲法は、主権が国民にあることを定めています。主権とは、その国の事柄を最終的に決める権限を意味しています。その権限は、一人ひとりの国民が一票を投じることで行使されます。よく、国政に参加するといわれます。参加=take part inとは、一人ひとりがそれぞれの持ち場で役割を果たすことです。自分の責任を果たすと言ってもよいでしょう。その意味で、選挙権とは、権利でもあり責務でもあります。どのような社会が望ましいのか、どのような社会を作っていくのか、10年後、20年後の日本を見据えて、今何に国費を使うのかなど、慎重に考えることも大切です。選挙の結果生じるリスクやコストも想像しながら、この国の未来を決める役割を演じる。それが選挙というものだと言えるでしょう。」(橋本基弘)

「日本国憲法の保障する基本的人権は『人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果』(97条)として、『現在及び将来の国民に対して与えられる』(11条)ものです。したがって私たちは、前世代から受け継いだ基本的人権というバトンを、落としたり傷つけたりすることなくしっかり確実に、次の世代に伝えなければなりません。そのための大切な道具が選挙権です。なぜなら、日本国憲法の定める基本原理である国民主権、権力分立そして平和主義も結局は国民の基本的人権を保障するためのものであり、そしてこれら基本原理はすべて、主権者たる私たち国民が適正に選挙権を行使することを前提にその制度設計がなされているからです。」(畑尻剛)

「日本の場合、社会保障関係費は一般会計歳出の3分の1を占め、予算の多くが社会保障に投入されている。しかし、多額の税金が使われる社会保障給付費の7割は高齢者に向けられ、他の先進諸国と比べ、現役世代への給付は極めて薄い。また、税収が伸び悩み、将来世代への負担の先送りとなる赤字国債の発行が繰り返され、国および地方の長期債務残高は、1,000兆円を超える。高齢者の投票率は高く、若者の投票率が低いという現状が、高齢者向けの政策に力点が置かれる原因となり、世代間の不均衡をもたらしている。現役世代、将来世代のための政策にも力点が置かれるよう、若い人たちが選挙に行くことが大切です。」(藤野美都子)

「西洋史家・林健太郎は、名著『ワイマール共和国』(1963)にて、共和国失敗・ヒトラー政権掌握の理由に関連して、『議会が国民の統一的意志形成の機能を失ったこと』を指摘する(203頁)。共産党、社会民主党、中央党を始めとする諸政党が、国民的利益を代表することなく機能喪失に陥るや、官僚

と軍隊の支配が始まる。ドイツ国民は敗戦によって突然、民主主義と政党政治という新しい実践を課せられたが、『彼らはそれをいかに駆使するかに迷った。そして政党政治がいたずらに混乱をもたらしたように見えたとき、彼らは彼らの手にゆだねられた共和国をむしろ重荷と感ずるようになり、上からの強力な支配に救いを求める人々が増えたのである』(206頁)と、林はワイマール共和国が最期を迎えた理由としては、ドイツ国民の権威服従的な傾向を重要視している。現在のドイツでは、成人年齢(18歳)をもって選挙権が付与されており、候補者についても、キリスト教民主同盟、社会民主党、緑の党等、早ければ十代で主要政党に入党、一定の政治修業を終えた者より選出されるシステムが確立した。現行の憲法(「基本法」)には、共和国が僅か14年で潰えた歴史的経験に基づく英知が、基本権の保障・統治組織法に亘り、さまざまに組織化されている。さて、ほぼ同時期に降伏・敗戦、新憲法制定を迎えた日独両国だが、選挙権年齢については、今回をもって漸く揃ったことになる。政党の機能強化、権威主義の克服、十代の政治活動、職業政治家の養成等、両国の課題には共通点もあれば相違点もあるが、このリーフレットを手にする諸君は、選挙人団の新たな構成員であるのみならず、法学部学生でもある以上、喫緊の政治課題のみならず、こうした背景的問題についても、投票毎に徐々に考察を深めていって頂きたいと、考える。」(松原光宏)

「はたして人間の社会は熟慮と選択からよき政府を確立することができるのかどうか、あるいは人間の社会はその政治構造の決定を偶然と暴力とに永久に委ねざるをえないものなのか」(ザ・フェデラリスト 第1編(ハミルトン)1787年10月27日)

国の運命を『偶然と暴力』に委ねるのではなく、『熟慮と選択』によって決めていくこと。この仕組みを担保しているのが憲法であり、国民一人一人が『熟慮と選択』を具体的に行動に移すことができるのが「選挙」です。皆さんが「選挙」を通じて、『偶然と暴力』ではなく、『熟慮と選択』によって、この国の運命を考えてくだされば幸いです。」(宮下紘)

*本パンフレットの作成にあたり、中西又三中央大学名誉教授、堀江亜以子法学部教授からさまざまなご助力をいただきました。ありがとうございます。

◎ 公職選挙法の関連条項

【選挙人名簿への登録】

- [選挙人名簿の登録と投票] (42条1項)

選挙人名簿に登録されていない者は、投票することはできない。

- [登録の要件・被登録資格] (いわゆる「居住三か月要件」)

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民の住民票が作成された日から引き続き三ヶ月以上登録市町村等の住民基本台帳に記載されている者について行う。(21条1項)

- [住民票移転者の選挙人名簿] (21条2項(新)・平成28年法律8号公職選挙法改正)

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されて「いた」者であって、登録市町村等の区域に住所を「有しなくなった日」以降4か月を経過しないものについて行う。

(従来転居などによって生じていた「選挙権行使の空白」を是正する改正)

- [選挙による選挙人名簿登録の日] (22条2項)

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に係る事務を管理する選挙管理委員会(…)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。(「当該選挙に係る事務を管理する選挙管理委員会(…)が定めるところにより」となっていて、一見不明確ですが、この「登録の日是全国的に選挙公示の日の前日」とされています・都選管見解)(定時登録については→19条2項、22条1項)

【投票】

- [投票所の開閉時間] (40条1項)

投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。(ただし、例外がある。)

- [投票所における投票・直接投票] (44条1項)

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

- [投票所における投票・名簿等との対照] (44条2項)

選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。

- [期日前投票] (48条の2)

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については44条1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができる。

一 職務若しくは業務・・

二 用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること

三 疾病（以下略）

四 交通至難の場所（以下略）

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること（注・学生の場合これに該当。）

○ 「不在者投票」（49条1項）

前条第一項の選挙人については・・・不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提示する方法により行わせることができる。

◎ 投票の具体的説明

(1) 自宅生、下宿生を問わず、現在居住している市町村に引き続き3か月以上居住している者（具体的には選挙における選挙人名簿登録の日（選挙期日公示の日の前日）までに現在居住している市町村に引き続き3か月以上居住している（住民票を有している者・・・住民基本台帳に記載されている）は、現在居住している市町村で選挙権を行使する（投票する）ことができます。（選挙当日投票か、期日前投票。以下同じ）。

（今回7月に予定されている参議院選挙の場合、投票日は7月10日になると言われていて、その選挙期日の公示はその17日前（32条3項）の6月23日に行われ、選挙人名簿への登録の日はその前日6月22日となり、この日までに居住三ヶ月要件を満たすためには、3月21日までに、住民基本台帳への記載（住民票の移転）がなされていなければなりません。）

(2) ア 自宅生で現在居住している市町村に3か月以上居住していない者（今回の場合3月21日までに、住民基本台帳への記載（住民票の移転）がなされていない者）で、旧住所地の市町村に3か月以上居住していた者は、旧住所地の選挙人名簿により、投票することができます。投票所入場券は旧住所地の選管から新住所地に送られてきます。

イ 下宿生で現在居住している市町村に住民票を移したが、現在居住している市町村に3か月以上居住していない者（今回の場合、3月21日以前に住民票の移動手続が完了していない者）で、郷里の市町村に3か月以上居住していた者は、郷里の選挙人名簿により、投票することになります。投票所入場券は旧住所地の選管から新住所地に送られてきます。

ウ 下宿生で、現在居住している市町村に住民票を移していない者は、一旦帰郷して、郷里で投票する。

(3) 郷里で投票することが必要となる下宿生については、(2)イ、ウにかかわらず、その現実的負担を軽減するため不在者投票制度を用いることができます。（法49条）

☆ 不在者投票の具体的方法（公職選挙法施行令）

- 投票用紙及び投票用封筒の請求 50条
- 不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書 52条
- 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付 53条
- 不在者投票管理者 55条
- 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法 56条
- 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村における不在者投票 57条
- 不在者投票の送致 60条
- 投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置 62条
- 不在者投票の受理不受理等の決定 63条
- 投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置 65条、76条2項

（不在者投票の説明）

不在者投票は、期日前投票ができる者が、不在者投票管理者が管理する「投票を記載する場所」において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提示する方法により行います（法49条・令56条）。提示を受けた投票管理者は選挙人名簿を管理している選挙管理委員長に送り、管理委員長は、開票などの措置をとります。不在者投票の期間は選挙期日の公示の翌日から選挙期日の前日までです（令56条）が、投票用紙の取得、投票の方法、開票の方法などに制約があり、時間的にかなりリスクイな方法です。詳しいことは、別途お知らせします。

（大学の方針）

大学としては選挙権行使の方法を学生の皆さんに伝えると共に、不在者投票については不在者投票記載場所の複数化を関係市に働きかけて行きます。選挙権は市民が国や地方公共団体の行為に対して自分の意思を表明するために極めて大切なものです。

選挙権を有効に使うことができるよう、これを契機にして、皆さんが選挙権の行使に積極的な関心をもってくれるよう期待したいとおもいます。

不在者投票の具体的方法は公職選挙法施行令に定められていますが、概ね次のように行われます。不在者投票は手続的にも時間的にも制約が多いので、十分注意する必要があります。

(1) 投票用紙等の取得（令50条）

不在者投票をしようとするとき（期日前投票をすることができる者）は、まず、自分が登録されている選挙人名簿を管理している選挙管理委員会（下宿生は郷里の選挙管理委員会）に、不在者投票宣誓書（不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書・様式は各選管のHPにあり。マスターは総務省PH参照）を提出して（令52条）、不在者投票用紙、不在者投票用封筒・封筒に入っている不在者投票証明書を請求します。請求は直接出向いても、郵送でもかまいません。

宣誓書には現在居住している場所と不在者投票をしようとする場所を記載することになりますが、不在者投票をしようとする場所は現在居住している市町村とするのが常識的だと言われていいます。現在居住している市町村と不在者投票をしようとする場所の市町村が異なると、書類を発行する選管が処理に迷うことになると言われていいます。

請求できる期間は選挙期日の前日までですが、選挙期日の公示があったらすぐに請求しないと有効な投票に間に合いません。何時から請求することができるかは、法令に規定されていませんが選挙期日の公示があった日とするのが常識的でしょう。できるだけ早く請求する必要がある理由は（4）のように、記載された不在者投票用紙の入った封筒を受け取った職員がこれをさらに別の封筒に入れて、郷里の選管委員長に送るためです（令60条）。郷里の投票所が閉鎖された（午後8時）のちに到着した封筒は開票されません（令65条、76条2項）。

(2) 請求を受けた書類の選管による送付（令53条）

請求を受けた選管は、上記の書類を入れた封筒を請求者に書き留めておきます。

その際、その選挙区の立候補者の氏名を記した書面を同封するので、請求したら直ちに関係書類が送られてくるとは限りません（立候補の届け出は選挙期日告示の日）。

(3) 不在者投票の方法（令56条）

不在者投票をするときには、選挙人は、選挙期日の公示があった日の翌日から選挙期日の前日までに、不在者投票管理者（不在者投票をしようとする市町村の選挙管理委員長）に、自己に送られて来た不在者投票用紙、不在者投票用封筒・封筒に入っている不在者投票証明書を提示して、その点検を受けた後、管理者の指定した不在者投票記載の場所で不在者投票用紙に候補者の氏名を記入し、これを不在者投票用封筒に入れて封をし、封筒の表面に署名して、投票管理者に提示します。

点検をうける場所と投票記載の場所は同一の場所となるのが一般です。

不在者投票記載の場所は、不在者投票管理者が指定した場所になります。不在者投票記載の場所がどこにあるか予め確認が必要です。本庁舎の選挙管理委員会所在の場所だけでは、不在者投票者に著しく不便なので複数設けるよう大学は関係市町村に要望する予定です。

提示を受けた投票は（４）のように郷里の選管に送致され、郷里の投票所が閉鎖された（午後８時）のちに到着した封筒は開票されません（令６５条、７６条２項）。このため投票は、郷里の選管への送致の時間を考慮して、できるだけ早く行うことが必要です。不在者投票が有効に開票されるためには選挙期日の前日の４日前、遅くも３日前までに投票することが安全です。

（４）不在者投票の送致（令６０条）

① 投票を受け取った不在者投票管理者は、投票用封筒に投票の年月日・場所等を記載し、記名し、投票立会人の署名等をさせ、不在者投票証明書と一緒に他の封筒に入れて、選挙人名簿を管理している市町村選挙管理委員会委員長に郵便等で送致します。

（選挙人が自分で送付するわけではありません。）

② 送付を受けた選挙管理委員長は、投票及び不在者投票証明書を選挙人が属する投票区の投票管理者に送致します。

（５）投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置（令６２条）

投票管理者は、投票所が閉鎖される前に、不在者投票の送致を受けたときは、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時保管します。

（６）不在者投票の受理不受理の決定（令６３条）

① 投票管理者は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、令６２条の規定により保管する投票が受理することができるものであるか否かを決定します。

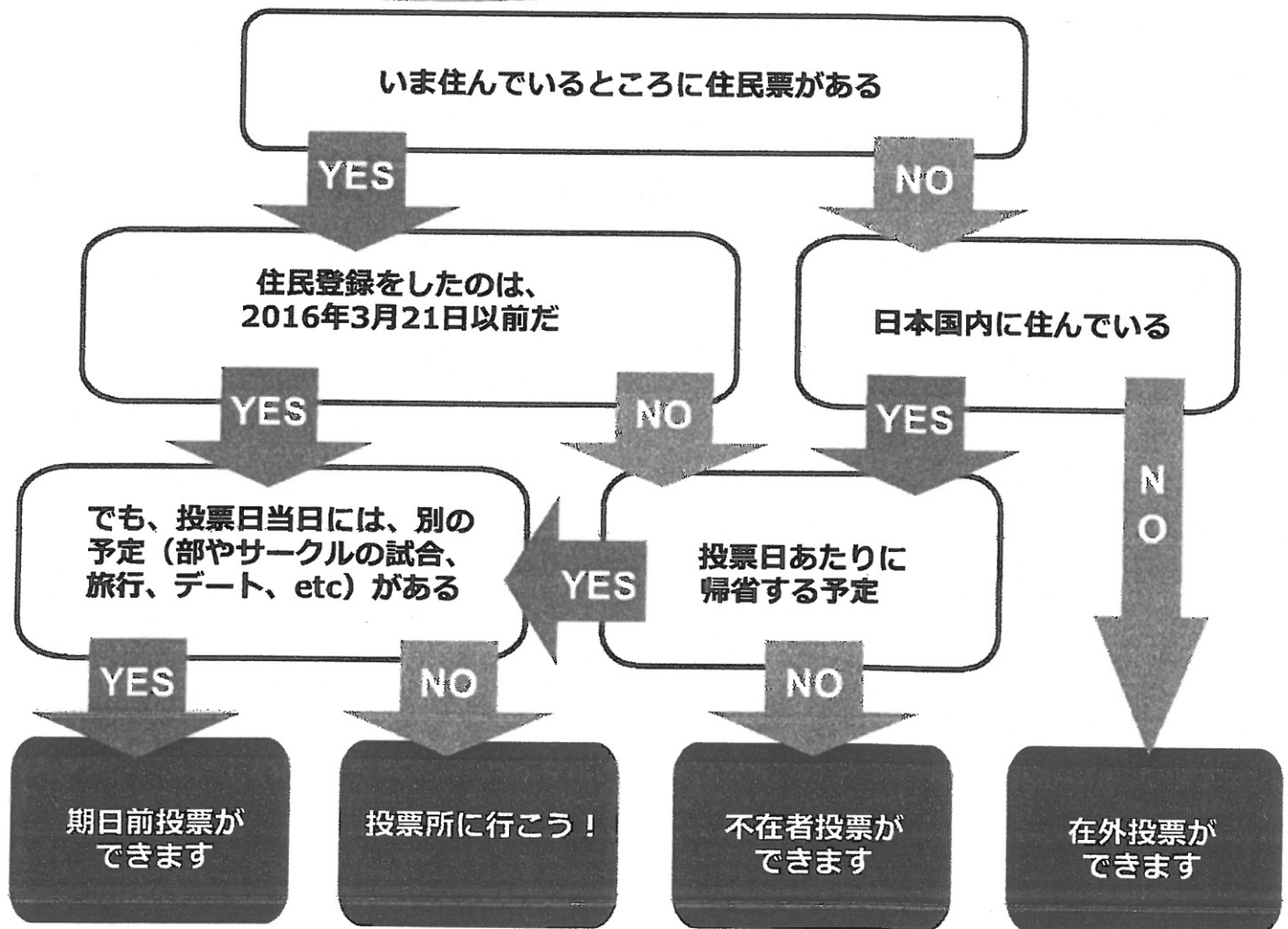
② 受理の決定を受けた投票は投票用封筒を開いて直ちにこれを投票箱にいれなければなりません。

（７）投票所閉鎖後に送致された不在者投票の措置（令６５条）

投票管理者は、投票所が閉鎖された後に、不在者投票の送致を受けたときは、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取った年月日・時刻を記載し、開票管理者に送致します。開票管理者は、令６５条の規定によって送致を受けた投票を、投票用の封筒を開かないで、市町村選挙管理委員会に送付します。（令７６条２項）

以上

「選挙に行こう！」
…っっていわれても、
どうしたらいいの？



当日投票所に行くなら…

自宅に届く入場整理券に記載されている投票所に行きましょう。持ち物は整理券だけでOK！

期日前投票に行くなら…

期日前投票所に入場整理券を持っていきましょう。もし忘れてしまっても、投票できます。期日前投票所は、投票日当日の投票所とは違う場合もあるので、気をつけて！

不在者投票をするなら…

住民登録している自治体の選挙管理委員会宛に「不在者投票宣誓書（兼請求書）」（各自治体のHPでダウンロードできます）を郵送しましょう。投票用紙等の必要な書類が届いたら、早目に「不在者投票記載場所」に行って投票を済ませましょう！！

在外投票をするなら…

引き続き3か月以上その者の住所を管轄する領事館（大使館）の管轄区域内に住所を有する者で、領事館に登録申請していることが必要です。

